

## 1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが重要である。

本校では全ての職員が「いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係でいられる児童生徒はいない。」という基本認識に立ち、「学校いじめ防止基本方針」を制定し、全校の児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように最大限努力する。

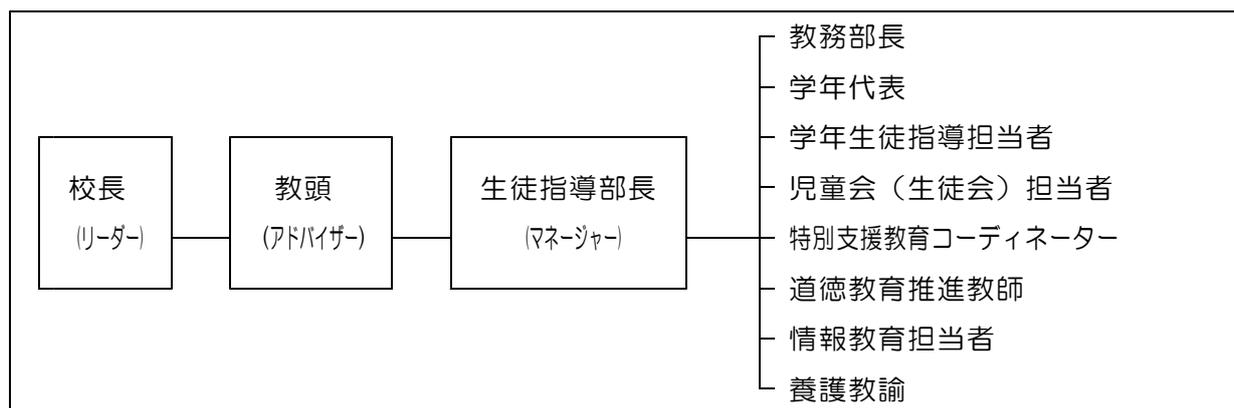
## 2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
- (3) 児童(生徒)の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

## 3 「いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。

<組織図>



- \* 校長(リーダー)は、いじめ防止対策に係る基本的な方向性を示し、取組内容を決定する。
- \* 教頭(アドバイザー)は、校長の方針に基づき、生徒指導部長(マネージャー)及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。
- \* 生徒指導部長(マネージャー)は、対策推進のための実務的な連絡及び調整を行う。

## 4 「いじめ防止対策委員会」の責務

「いじめ防止対策推進委員会」は、いじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめ根絶に係る児童(生徒)の自治活動の推進
- (3) 児童(生徒)の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 児童(生徒)の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 児童(生徒)の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・早期解消
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び児童(生徒)理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

## 5 具体的な取組内容

### (1) 未然防止の取組

未然防止の基本は、居場所づくり、絆づくりをキーワードに全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることです。したがって、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には「命の大切さ」について指導し、「いじめは絶対に許されない」「見て見ぬふりもいじめに加担している」という認識をもつように教育活動全体を通して指導します。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

㊦いじめ防止標語コンクールを実施する

㊧チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方などを習慣化する

㊨いじめ防止について年間計画に位置付けて全ての学級で必ず指導する

㊩人権作文コンクールへ応募する

㊪児童会活動でキャンペーン活動を行う

②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

㊫一人一人が活躍できる(わかる・できる授業)教育活動を展開する

㊬会体験や交流体験の機会を、年間を通じて計画的に配置(学期1回)する

㊭との関わり方を身に付けるための活動を行う

### (2) 早期発見・早期解消の取組

気づく → 共有する → 対応する

①いじめの早期発見のために様々な手段を講じる

㊦児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

㊧おかしいと感じた児童について、情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

・情報共有用の記録用紙

㊨様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせると共に問題の有無を確かめる。

㊩教育相談、アンケートを年間に複数回実施する。

・いじめアンケート年2回

・こども教育相談年3回

・保護者教育相談年1回

②いじめの早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる

㊦いじめを発見した場合は役割を分担して全職員で解決にあたる

㊧情報を綿密に収集して事実関係を確認した後、被害児童の安全を最優先に対応する

㊨傍観者の立場にいる児童への指導を行う

(3) 家庭や地域、関係機関と連携して取り組む

㊦家庭との連携を日常以上に密にし、家庭での様子、友達関係について情報を収集すると共に学校側の取組について情報提供する。

㊧スクールカウンセラーや専門家その他各種団体の協力を得る。

㊨犯罪行為として取り扱われるべきいじめについて教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 6 いじめ発生時の対応

(1) いじめの把握

- いじめアンケート調査による把握
- いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
- 周囲の児童(生徒)からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関、地域住民等からの通報
- その他

(2) 初期対応

- いじめの発見者（把握者）から関係学年代表、学級担任等への情報提供
- 関係学年代表、学級担任等による関係児童(生徒)への事実確認及び指導
- いじめ防止対策推進委員会への情報提供

(3) いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導部長（マネージャー）へ報告  
＜生徒指導部長（マネージャー）から関係学年代表、学級担任等へ調査の指示＞

- 生徒指導部長（マネージャー）から教頭（アドバイザー）へ報告  
     <教頭（アドバイザー）から生徒指導部長（マネージャー）へ必要な指示>
- 教頭（アドバイザー）から校長（リーダー）へ報告  
     <校長（リーダー）から教頭（アドバイザー）へ必要な指示>
- 校長（リーダー）によるいじめ防止対策推進委員会の招集

#### （４）いじめ防止対策推進委員会の招集

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

#### （５）いじめの解消

- いじめを受けた児童(生徒)への対応
- いじめを行った児童(生徒)への対応
- 周囲の児童(生徒)への対応
- 保護者への対応
- 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
- 関係機関への相談（児童相談所，スクールソーシャルワーカー，各種相談室等）
- 「子どもの健全育成サポートシステム」の活用

#### （６）再発防止に向けた取組（いじめ防止対策推進委員会において検討）

- 原因の詳細な分析
- 学校体制の改善・充実
- 教育内容及び方法の改善・充実
- 家庭，地域との連携強化

## 7 重大事態への対処

### （１）重大事態の把握

- ①重大事故・事案の発生
- ②本人及びその保護者からの申し立て
- ③教育委員会，警察等関係機関からの通報
- ④その他

※ 重大事態か否かの判断は，法や国の基本方針等を参考にする。

(2) 重大事態の調査

- ①いじめ防止対策推進委員会の緊急招集，調査の実施
- ②事実の整理，校長（リーダー）への報告

(3) 重大事態の報告，通報

- ①教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請
- ②犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請

(4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）

- ①校内調査委員の選定
- ②校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（教育指導課），スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，スクールサポーター等〕
- ③「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請  
（→＊「実施要項」参照）
- ④加害者への教育的措置の検討
- ⑤被害者の救済措置の検討
- ⑥調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 教育委員会の指示に基づく措置の実施